

平成二十二年二月十六日受領
答 弁 第 八 四 号

内閣衆質一七四第八四号

平成二十二年二月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解
に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

先の答弁書（平成二十二年一月二十九日内閣衆質一七四第九号）については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。

五について

御指摘の記事については承知している。

六について

先の答弁書（平成二十二年一月二十九日内閣衆質一七四第九号）一について述べたとおりである。

七について

調査活動費を含む檢察庁の予算の執行については、領収書等の証拠書類を整備し、会計検査院による検

査を受けている。

八について

檢察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に対処しているものと承知している。

九及び十について

調査活動費の具体的な使途等にかかわる事柄についてはお答えを差し控えるが、公安情勢が相対的に落ち着きつつあったことなどにより、調査活動の方法等の見直しを行い、情報収集の内容等の多様化や業務の効率化を進めたものである。

十一について

御指摘の「不適切、不適當な形で使われた事例」、「反省点」の意義が必ずしも明らかではないが、見直しの当時においても、調査活動費は、適正に執行されているものと考えていた。